

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域における集落の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、小規模高齢化集落等において、将来の集落を担う新たな人材とされる移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落等を含む地域が一体となって取り組む集落再生、地域活性化に向けた取組を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則(平成20年鳥取県規則第91号)に定める地域(以下「条例指定地域」という。)

イ 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

(2) 小規模高齢化集落等

高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落(小規模高齢化集落)、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落(小規模高齢化集落に準じる集落)及び高齢化率が40%未満であるが、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落。

(3) 移住者

鳥取県内、県外の居住地から新たに鳥取県内の小規模高齢化集落等に移住する者。ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。

ア 鳥取県内の小規模高齢化集落等が属する市町の住民基本台帳に記録されていた者が、同一市町内の小規模高齢化集落等に移住する者。ただし、小規模高齢化集落等に移住するための準備等のため、鳥取県内、県外の居住地から、移住する小規模高齢化集落等が属する市町内に、一時的に居住している者と市町が認める場合を除く。

イ 鳥取県内外の大学、大学院、短期大学、専門学校、専修学校等への修学を終え、修学前に居住していた小規模高齢化集落等に移住する者。

(4) 過疎債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、小規模高齢化集落等が地域プランの策定を条件に取り組む次に掲げるものとする。

(1) 移住者直接支援事業

ア 移住者生活支援

イ 住宅取得等支援

ウ 地域活性化活動支援

エ 奨学金返済支援

(2) 地域維持活動・地域活性化支援事業

(補助対象経費、補助率等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、県補助率、補助限度額は、別表1-1及び別表1-2に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1-1第4欄又は別表1-2第4欄に掲げる者に対して間接補助金を交付する市町及び第4条第2号に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表1-1の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、市町が過疎債を事業の全部又は一部について充当して実施する場合（以下、「過疎債充当事業」という。）及び市町が過疎債を財源とした基金等により事業を実施する場合（以下「基金充当事業」という。）の本補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に別表1-2の第5欄に定める率を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

（1）過疎債充当事業 市町が過疎地域持続的発展市町村計画に定める過疎地域持続的発展特別事業として、事業実施主体に対し補助金や交付金の交付を行った額（この場合において、県から市町への補助金交付は事業実施年度の翌年度に行うものとする。）

（2）基金充当事業 事業実施年度において補助対象事業に要する経費

4 第4条に掲げる事業のうち、（1）移住者直接支援事業の一部については最大36か月に限り行うものとする。ただし、地域おこし協力隊であった者が小規模高齢化集落等に居住し、地域活性化の取組を行う場合は、最大12か月に限り事業を実施することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しない。ただし、第4条第2号に掲げる事業を行う場合は、この限りでない。

6 第4条第2号に掲げる事業を行う場合であって、本補助金以外の県の補助金又は交付金（以下「嵩上げ対象補助金等」という。）の交付要綱において当該嵩上げ対象補助金等と本補助金との併給を禁止する規定があるときは、当該規定にかかわらず、本補助金を併給することができることとする。

7 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。なお、補助対象経費（間接補助対象経費）が、工事請負費及び委託費の場合については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請時期は、事業開始の20日以内まで（4月1日から補助対象とする場合は4月10日まで）に行わなければならない。ただし、第4条第2号の地域維持活動・地域活性化支援事業については、事業実施年度の12月10日までに行わなければならない。

2 過疎債充当事業については、事業実施の翌年度5月末日までに行わなければならない。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第6条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業対象地域(地区)の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第11条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第12条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれ

か早い日とする。ただし、過疎債充当事業については、第8条の交付決定を受けた日から20日以内。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第14条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

（財産の処分制限）

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第16条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

第17条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第18条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（別記様式）及びその他関係書類を整備、及び保管しなければならない。

（雑則）

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県若者定住等に

よる集落活性化総合対策事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに策定された地域プランに基づき実施される事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-1 (第5条、第6条関係：過疎債充当事業として取り組まない場合)

1 事業区分		2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施主体	5 県補助率	6 補助限度額
(1) 移住者直接支援事業	ア 移住者生活支援	小規模高齢化集落等に新たに居住し、地域活性化の取組を行う者に対する奨励金(1世帯1名に限り支給)。最大36か月支給。 【適用要件】 ・集落活性化に資する取組への参画を行うこと。 ・その他自治会等への地域活動に参画すること。 ・世帯の中で、主として生計を維持する者の年齢が60歳未満の者 ・小規模高齢化集落等への住民基本台帳登録	市町	小規模高齢化集落等に新たに居住する世帯	市町負担額の3分の2(ただし、地域プラン期間終了後の支援については市町負担額の2分の1)	1世帯あたり1,666千円/12か月。 移住した日の属する月の翌月から起算。
	イ 住宅取得等支援	小規模高齢化集落等に居住する移住者への住宅取得等支援 (ア) 小規模高齢化集落等に居住するため、移住者が行う住居の購入及び改修に係る経費 (イ) 家財道具処分等に要する経費 (ウ) 移住者が居住する空き家の借りに係る経費(家賃等) 【適用要件】 (ア)の移住者が行う住居の購入及び改修に係る経費及び(イ)の家財道具処分費等への支援は、1回限りとし、(ウ)の空き家の借りに係る経費については、ア 移住者生活支援を支給する期間を限度とする。				イ、ウの事業として補助する額の合算として、1世帯あたり1,666千円
	ウ 地域活性化活動支援	移住者が取り組む地域活性化活動に要する経費 ・研修受講、資格取得に要する経費(軽トラ、機械等の運転免許、狩猟免許等) ・農林業機械、施設の取得に要する経費(耕耘機、ビニールハウス、林内作業車等)				—
	エ 奨学金返済支援	移住者が借入れを行った奨学金の返済に係る経費 【適用要件】 ・大学、短期大学、専門学校、専修学校等の高等教育機関(高等学校は除く)への修学に係る奨学金であること ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金及び各地方公共団体が定める奨学金を対象とし、利息助成に係る支援制度を除く。 ・過去に奨学金を受け、現に返済義務を負う者を対象。 ・返済計画に記載されている月額を単位として、36か月分を上限。 ・返済利息部分を除く。 ・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金及び当該助成金に上乗せされる市町村助成金を控除する。				—
(2) 地域維持活動・地域活性化支援事業	嵩上げ対象補助金等で定められた地域の維持活動や集落の活性化に向けた取組に係る以下の経費 (ア) 地域の保全対策に係る取組 ・農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策 等 (イ) 地域活性化に係る取組 ・地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・伝統行事の継承の取組 等	嵩上げ対象補助金等で規定される者 (市町、NPO、団体、住民組織、個人、企業等)	嵩上げ対象補助金等で規定される者 (市町、NPO、団体、住民組織、個人、企業等)	3分の2を上限とした率から嵩上げ対象補助金等で規定される県補助率を差し引いた率	—	

※事業を実施する場合は、小規模高齢化集落等又は小規模高齢化集落等を含む周辺地区が地域プランを策定し、県の承認を受ける必要がある。

※事業を実施する場合は、地域プランで規定された取組に基づき、移住者直接支援事業と地域維持活動・地域活性化支援事業を一体的に実施すること。

別表1-2 (第5条、第6条関係：過疎債充当事業及び基金充当事業として取り組む場合)

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施主体	5 県補助率	6 補助限度額
移住者直接支援事業	<p>ア 移住者生活支援</p> <p>小規模高齢化集落等に新たに居住し、地域活性化の取組を行う者に対する奨励金（1世帯1名に限り支給）。最大36か月支給。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化に資する取組への参画を行うこと。 ・その他自治会等への地域活動に参画すること。 ・世帯の中で、主として生計を維持する者の年齢が60歳未満の者 ・小規模高齢化集落等への住民基本台帳登録 	市町	小規模高齢化集落等に新たに居住する世帯	市町が事業実施主体に補助金等の交付を行った額の10分の2（ただし、地域プラン期間終了後の支援については、市町が事業実施主体に補助金等の交付を行った額の100分の15）	1世帯あたり500千円/12か月。移住した日の属する月の翌月から起算。
イ 住宅取得等支援	<p>小規模高齢化集落等に居住する移住者への住宅取得等支援</p> <p>(ア) 小規模高齢化集落等に居住するため、移住者が行う住居の購入及び改修に係る経費</p> <p>(イ) 家財道具処分等に要する経費</p> <p>(ウ) 移住者が居住する空き家の借り上げに係る経費（家賃等）</p> <p>【適用要件】</p> <p>(ア)の移住者が行う住居の購入及び改修に係る経費及び(イ)の家財道具処分費等への支援は、1回限りとし、(ウ)の空き家の借り上げに係る経費については、ア移住者生活支援を支給する期間を限度とする。</p>				イ、ウの事業として補助する額の合算として、1世帯あたり500千円
ウ 地域活性化活動支援	<p>移住者が取り組む地域活性化活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講、資格取得に要する経費（軽トラ、機械等の運転免許、狩猟免許等） ・農林業機械、施設の取得に要する経費（耕耘機、ビニールハウス、林内作業車等） 				—
エ 奨学金返済支援	<p>移住者が借り入れを行った奨学金の返済に係る経費</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短期大学、専門学校、専修学校等の高等教育機関（高等学校は除く）への修学に係る奨学金であること ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金及び各地方公共団体が定める奨学金を対象とし、利息助成に係る支援制度を除く。 ・過去に奨学金を受け、現に返済義務を負う者を対象。 ・返済計画に記載されている月額を単位として、36か月分を上限。 ・返済利息部分を除く。 ・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金及び当該助成金に上乗せされる市町村助成金を控除する。 				

※事業を実施する場合は、小規模高齢化集落等又は小規模高齢化集落等を含む周辺地区が地域プランを策定し、県の承認を受ける必要がある。
 ※事業を実施する場合は、地域プランで規定された取組に基づき、移住者直接支援事業と地域維持活動・地域活性化支援事業を一体的に実施すること。

別記様式（第18条関係）

財 産 管 理 台 帳

間接補助主体名：

事業実施主体名：

地区名：			実施年度	令和 年度	事業名		鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業 (事業)					
財産名	事業の内容			経費の配分			施工箇所 又は 設置場所	取得年月 日	処分制限期間		摘要	
	規格	事業量 (数量)	単価	総事業費	負担区分				耐用年 数	処分制限年月 日		
					都道府県費	市町村費						その他
			円	円	円	円	円					
合計												

- (注) 1 対象となる取得財産等は、建物（修繕は除く）、取得価額又は効用の増加価格が50万円以上のものについて作成すること。
 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えないが、単価が異なる場合は区分して記入してください。
 3 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
 4 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 5 摘要欄には、備考や処分状況を記入すること

様式第1号（第7条、第13条関係）

年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金
事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業実施主体（集落等）の概要

事業実施主体名 （集落・地区名）			
代表者氏名			
所在地・連絡先			
集落等の概要	年 月 日 時点		
	データ名：(住基・国調・その他 ())		
	人数	世帯数	高齢化率
	(地域の概況、主な課題等について記入)		

2 事業の種類別の別

(1) 移住者直接支援事業

ア 移住者生活支援	イ 住宅取得支援	ウ 地域活性化活動支援	エ 奨学金返済支援

(実施する事業の欄に○をご記入ください)

(2) 地域維持活動・地域活性化支援事業

嵩上げ対象補助金等の名称	担当課

3 事業の実施目的（実施結果及び成果）

--

4 事業計画（実施）の概要

実施(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
事業区分	事業内容	事業効果	事業実施(予定)時期

5 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
県補助金			
市町補助金			
その他			
総 計			

※変更に係る申請の場合は、欄内上段に括弧書きで変更前の金額を併記すること。
 ※過疎債を財源とした基金等により事業を実施する場合は、その旨を適用欄に記載すること。

(2) 支出の部 (単位：円)

内 容	予 算 額	決 算 額	積算内訳
計			
補助対象外事業経費			
総 計			

※変更に係る申請の場合は、欄内上段に括弧書きで変更前の金額を併記すること。
 ※補助対象外事業経費の欄には、地域維持活動・地域活性化支援事業で自己資金等により事業を実施する場合の経費等を記入すること。

6 その他

仕入れ控除税額の有無	<input type="checkbox"/> 有 (一般課税事業者) <input type="checkbox"/> 無 (簡易課税事業者、免税事業者)
他の補助金の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 補助金名： 補助金の内容： 問合せ先 (助成元の団体名、連絡先)：
県内事業者への発注が困難な場合 (交付要綱第6条第7項関係)	

8 添付資料

- (1) 移住者直接支援事業
 - ア 事業実施主体である移住者の概要 (転入前住所地、家族構成、年代、転入状況 (IU ターン))
 - イ 事業の概要のわかる参考資料
- (2) 地域維持活動及び地域活性化支援事業
 - ア 事業実施主体の概要がわかるもの
 - イ 嵩上げ対象補助金等の交付申請書及び交付決定通知書の写し

9 市町担当窓口

市町名	
担当部署	
担当者職・氏名	
電話	
電子メール	

様

鳥取県知事

印

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金（平成25年4月1日付第201300002774号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項及び第3項、第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

印

年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金仕入れに係る
消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金
について、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付書類
 - （1）当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額の算出根拠資料
 - （2）その他参考となる資料（税務署へ提出した消費税の確定申告書等）